

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 矢 祭 町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.5%
全職員	83.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	102.7%
本庁課長補佐相当職	88.5%
本庁係長相当職	99.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	115.6%
31～35年	93.2%
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	91.4%
6～10年	99.1%
1～5年	89.2%

【説明欄】

- ・「—」については、該当区分に所属する職員が存在しない、男性または女性のためのため、差異の比較が出来ない。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員において数値が100を超える原因は、男性職員の欠勤に伴う減額措置が行われたため給与水準が高くなっている。
- ・役職段階別「本庁課長相当職」及び勤続年数「36年以上」において数値が100を超える原因は、男性職員中に給与8割措置者が含まれるため給与水準が高くなっている。
- ・近年の女性の新規採用を増やした結果、勤続年数10年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6.1割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を支給する職員については、雇用形態が多様であり、常勤職員と単純に比較できないため除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。